

両大戦間期のユーゴスラヴィアにおける 地方制度の変遷と国家再編構想

石田 信一

要旨

両大戦間期のユーゴスラヴィアは四つの時期に区分することができる。(一) 国家形態が定まっていない建国直後の時期(一九一八年)、(二) 中央集権的で県(オブラスト)制度が導入されたヴィドヴァン憲法体制の時期(一九二二年)、(三) 同じく中央集権的で州(バノヴィナ)制度が導入された国王独裁および欽定憲法の時期(一九二九年)、(四) クロアチアに一定の自治権を付与した時期(一九三九年)である。県制度は建国以前の歴史的単位を細分化・無力化することを主眼としていたが、その時期には辛うじて維持されてきた歴史的単位の枠組さえも、州制度への移行によって全面的に撤廃されてしまった。これは国家・国民統合の強化を目的とした措置であったが、歴史的単位を基盤とする分権体制を求めてきた諸集団から強い反発を招いて、ほとんど国内政治の安定化に寄与しなかった。とくにクロアチア人の間では早くからさまざまなバリエーションでの国家再編構想が提示され、連邦的再編への要求も強まっていた。それは一九三九年にクロアチア自治州が創設されることで部分的に実現したが、第二次世界大戦の進展により、その成果を検証しえないまま国家そのものが分裂・解体してしまった。本稿では、両大戦間期のユーゴスラヴィアにおける地方制度の変遷と国家再編構想について、とくに主要民族であるセルビア人とクロアチア人の関係に着目しつつ、主としてクロアチア側の視点から分析を試みている。

はじめに

ユーゴスラヴィアは一九一八年に南スラヴ統一国家「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国」として建国されたが、当初から多民族国家としての国家統合・国民統合の問題に直面していた。国名が示す通り、主要民族だけでも三集団が存在したにもかかわらず、政府はそれらを「単一民族」とみなして多民族性を否定するとともに、諸集団の自立と結びつく可能性のある地方自治を抑制することで、この問題に対処しようとした。両大戦間期のユーゴスラヴィアの地方制度は一貫して中央集権的なものとなり、そうした体制を変革するような国家再編構想が数多く提示されたにもかかわらず、ほとんど実現されることはなかったのである。

本稿は、両大戦間期のユーゴスラヴィアにおける地方制度の変遷と国家再編構想について、とくに主要民族であるセルビア人とクロアチア人の関係に着目しつつ解明することを目的とする。⁽¹⁾南スラヴ諸民族が多数派を占めるとはいえ、個別の民族集団が自決権を主張しえた同国においては、その地方制度は各民族の領土的自治と結びつく可能性を持つていた。一九三九年に発足したクロアチア自治州はその一例であり、ユーゴスラヴィアを連邦国家へ移行させる最初の試みであると評価されている。⁽²⁾本稿では、この問題を主としてクロアチア側の視点から考察することにした。

I. 南スラヴ統一国家の建国

オーストリア＝ハンガリー帝国のセルビアに対する宣戦布告が始まった第一次世界大戦は、クロアチア人に帝国からの離反とセルビアへの接近をもたらした。一九一五年四月、アンテ・トルムビチらダルマチア出身のクロアチア人亡命政治家を中心にパリでユーゴスラヴィア委員会が結成され、新国家樹立に向けたセルビア政府との交渉が始まった。⁽³⁾大セルビア主義を標榜してきたセルビア政府はユーゴスラヴィア委員会の連邦主義的な構想に必ずしも賛同しなかったが、ロシア革命の勃発など国際情勢の変化も手伝って、一九一七年七月にコルフ宣言として知られる新国家樹立に向けた共同宣言を行うに至った。コルフ宣言では、新国家における諸民族の平等が謳われる一方、セルビア王家（カラジョルジェヴィチ家）の立憲君主国となることが確認されている。

これとは別に、オーストリア帝国議会（ダルマチアやイストリアを含み、クロアチアを含まない）の南スラヴ人議員団はユーゴスラヴィア・クラブを結成し、一九一七年五月、オーストリア・ハプスブルク家の庇護下に南スラヴ人国家の樹立を求める「五月宣言」を行った。それは民族自決権と「クロアチア国法」を根拠とする帝国の三重化あるいは連邦化構想であった。一九一八年一〇月五日の「スロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人民族評議会」の結成は、こうした構想の延長上に位置づけられるが、もはやこの時期にはオーストリア＝ハンガリー帝国への残留は有力な選択肢ではなくなっており、皇帝カール一世が一〇月一六

日に提示した帝国の連邦化構想にも応じることはなかった。一〇月二九日、クロアチア議会がダルマチアやリエカを含むクロアチア国家の独立を宣言した上で、「民族評議会」に権限を委譲する決議を行い、「スロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人国家」が正式に発足した。⁽⁴⁾

一九一八年一月六日、「民族評議会」とユーゴスラヴィア委員会、セルビア首相、さらにセルビア野党代表の間で、南スラヴ統一国家の樹立に向けた協議が始まり、新憲法制定までの暫定的措置としてではあるが、「スロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人国家」とセルビア王国を同格とみなし、ある種の二重制を容認するジュネーヴ宣言が発表された。しかし、イタリアの軍事侵攻に直面した「民族評議会」がセルビア王国に最終的な決定を委ねたことで、ジュネーヴ宣言の意義は大きく損なわれてしまった。一月二六日にモンテネグロ議会がセルビア王国への編入を決議するなど新国家への期待が高まるなか、新たな国家形態に関するコンセンサスが形成されないまま、一月一日、摂政アレクサンダル公によってセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国、のちのユーゴスラヴィア王国の成立が宣言されたのである。まもなくセルビアの与党・急進党と「民族評議会」、さらにユーゴスラヴィア委員会のメンバーを加えた新政府が発足した。

建国当初、セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の国境は非常に不安定なものであった。歴史的・地理的境界と民族的境界は一致しないことが多かったし、とりわけ敗戦国となった旧オーストリア⁽¹⁾ハンガリー帝国の諸地方の場合、どの範囲まで新国家への編入が認められ

るかは微妙であった。もつとも深刻な問題は、イタリア王国がイストリアやダルマチアへの領土拡大を認めさせる秘密協定を締結して協商国側に加わっており、前述の通り、一月には当該地域への軍事侵攻・占領を始めていたことである。パリ講和会議では、秘密協定は無効とされたため、新たにイタリア王国とセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の間で国境画定交渉が始まり、一九二〇年一月にラパロ条約が締結された。セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国はザダル市とラストヴォ島を除くダルマチア全域を確保することに成功したが、イストリアを含むユリイスカ・クライナ（ヴェネツィア⁽²⁾ジュリア）地方をイタリア王国に割譲するとともに、リエカを独立自由市とすることを認めざるを得なかった（一九二四年にイタリアが併合⁽⁵⁾）。これは当該地域に居住するクロアチア人とスロヴェニア人に大きな犠牲を強いるものであった。彼らはイタリアでマイノリティとなるか新国家に移住するかかの決断を迫られたのである。⁽⁶⁾

このほか、オーストリアとは一九一九年九月のサン・ジェルマン条約、ブルガリアとは同年一月のヌイイ条約、ハンガリーとは一九二〇年六月のトリアノン条約によって、それぞれの国境が画定された。オーストリアとの国境はカルニオラ（クライン）とカリンティア（ケルンテン）の州境にはぼ重なるものであったが、それは両州に跨るスロヴェニア人の居住地域を分断するものであり、新たなマイノリティ問題をもたらす結果となった。⁽⁷⁾ また、新国家はハンガリー⁽³⁾クロアチア間の歴史的・地理的境界でもあるドラヴァ川・ドナウ川ラインを越えて、西方ではメジ

表1. ユーゴスラヴィアの言語別人口 (1921年・1931年)

言語	1921年	%	1931年	%
セルビア語・クロアチア語	8,911,509	74.4	10,730,823	77.0
スロヴェニア語	1,019,997	8.5	1,135,410	8.1
ドイツ語	505,790	4.2	499,969	3.6
ハンガリー語	467,658	3.9	468,185	3.4
アルバニア語	439,657	3.7	505,259	3.7
ルーマニア語・ヴラフ語	231,068	1.9	137,879	1.0
トルコ語	150,322	1.3	132,924	1.0
その他	258,910	2.1	323,589	2.3
合計	11,984,911	100.0	13,934,038	100.0

表2. ユーゴスラヴィアの宗教別人口 (1921年・1931年)

宗教	1921年	%	1931年	%
東方正教会	5,593,057	46.7	6,785,501	48.7
ローマ・カトリック	4,708,657	39.3	5,217,847	37.4
イスラム教	1,345,271	11.2	1,561,166	11.2
プロテスタント	229,517	1.9	231,169	1.7
ユダヤ教	64,746	0.5	68,405	0.5
東方帰一教会	40,338	0.3	44,671	0.3
その他	3,325	0.0	25,279	0.2
合計	11,984,911	100.0	13,934,038	100.0

表3. ユーゴスラヴィアの「歴史的単位」別人口 (1921年)

歴史的単位	1921年	%
セルビア (マケドニアを含む)	4,133,478	34.4
クロアチア	2,642,996	22.1
ボスニア=ヘルツェゴヴィナ	1,890,440	15.8
ヴォイヴォディナ	1,535,714	12.8
スロヴェニア	962,624	8.0
ダルマチア	620,432	5.2
モンテネグロ	199,227	1.7
合計	11,984,911	100.0

ムリエ地方やプレクムリエ地方を、東方ではバチユカ地方やバナト地方を獲得したものの、国境の両側に双方のマイノリティが少なからず残留する結果となった。

こうして総面積二四万七五四二平方キロを包含するセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の国境が定められ、その国土に

一二〇〇万人弱の住民が居住することとなった。現在の推計によれば、その民族構成はセルビア人三八・八%、クロアチア人二三・七%、スロヴェニア人八・五%、ボスニアムスリム六・〇%、マケドニア人(ブルガリア人を含む)四・九%、ドイツ人四・三%、ハンガリー人三・九%、アルバニア人三・七%などとなっている⁽⁸⁾。なお、当時の国勢調査では言語別・宗教別の統計のみが存在するが、その数値は【表1】および【表2】の通りである⁽⁹⁾。

新国家は七つの歴史的単位から構成されていた。独立国であった①セルビア(マケドニアを含む)および②モンテネグロ、そして旧オーストリア

リアハンガリー帝国のうちハンガリー部分に属する③クロアチアおよび④ヴォイヴォディナ(バチユカ、バラニャ、バナトなど)、同じくオーストリア部分に属する⑤ダルマチアおよび⑥スロヴェニア諸州、さらにオーストリアハンガリー共同統治下の⑦ボスニアヘルツェゴヴィナである(【表3】を参照)⁽¹⁰⁾。このうち、クロアチアとダルマチアではクロアチア人が多数派を占め、オーストリアハンガリー時代から両者の統一

を求める声が上がっていたが、最後まで実現することはなかった。いずれにせよ、新国家において異なる法律・制度を維持してきたこれらの歴史的单位をどう位置づけるかに関しては、なおも諸民族・諸地域のコンセンサスが得られていなかった。結局、新たな国家形態は新設の憲法制定議会において決定される運びとなったのである。

II. ヴイドヴダン憲法体制

一九二〇年十一月、セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の憲法制定議会選挙が実施された。全国的基盤を持つユーゴスラヴィア共産党をほとんど唯一の例外として、この選挙に参加した政党の大多数はセルビア系の急進党と民主党、クロアチア系のクロアチア共和農民党、スロヴェニア系のスロヴェニア人民党、ボスニアムスリム系のユーゴスラヴィア・ムスリム組織など諸民族・諸地域の利害を代弁するものであった。

この憲法制定議会選挙において五〇議席を獲得し、クロアチア最大の政党に躍進したのが、スチエパン・ラディチを指導者とするクロアチア共和農民党であった。⁽¹¹⁾それは、第一次世界大戦前のクロアチア議会における主要政党がほとんど議席を獲得できなかったのとは対照的であった（ダルマチアやボスニアヘルツェゴヴィナのクロアチア系諸政党を含めても、クロアチア同盟が一一議席、クロアチア大衆党が九議席、クロアチア権利党が三議席⁽¹²⁾）。もともと、憲法制定議会（定数四一九）にお

いてはクロアチア共和農民党でさえもセルビアの主要政党である民主党（九二議席）と急進党（九一議席）、さらにユーゴスラヴィア共産党（五八議席）に次ぐ第四党にすぎず、⁽¹³⁾自らの主張を新憲法に反映させることは困難であった。

憲法制定議会における最大の争点は集権主義か連邦主義かの選択であった。セルビアの諸政党は集権主義に基づく政府案を支持していたが、クロアチアの諸政党は連邦主義を反映する独自の憲法草案を提示した。

例えば、クロアチア同盟とユーゴスラヴィア・クラブが国王および中央議会の権限を認めた上で、全国を州議会・州政府を持つ六つの州に区分するという折衷的な憲法草案を提示している（前者は①スロヴェニア、②クロアチアスラヴォニアメジウムリエ、③ダルマチアボスニアヘルツェゴヴィナ、④ヴォイヴォディナ、⑤セルビアマケドニア、⑥モンテネグロの六州、後者は①スロヴェニア、②クロアチアスラヴォニアダルマチア、③ボスニアヘルツェゴヴィナ、④ヴォイヴォディナ、⑤モンテネグロ、⑥セルビアマケドニアの六州を想定⁽¹⁴⁾）。また、クロアチア共和農民党による憲法草案は、自らのポイコット戦術のために憲法制定議会で審議されることはなかったが、クロアチアを「農民共和国」と規定した上で、主権国家連合（連邦）の形態で新国家に加わるという内容であった。この憲法草案では、①クロアチア、②スロヴェニア、③セルビアを連邦構成体として想定し、④ダルマチア、⑤ボスニアヘルツェゴヴィナ、⑥モンテネグロ、⑦マケドニア、⑧バナトバチュカバラニヤに関しては国際連盟等の監督下での住民投票により帰

属を決定するとされていた。このほか、ダルマチア出身の政治家ヨシプ・スモドラカが一二の行政単位(①スロヴェニア、②クロアチア、③スラヴォニア、④ダルマチア、⑤クライナ、⑥ボスニア、⑦プリモリエ、⑧ヴォイヴォディナ、⑨モラヴァ川沿いのセルビア、⑩ドナウ川沿いのセルビア、⑪ラシユカ、⑫マケドニア)に広範な自治権を与える独自の憲法草案を提示している。

一九二二年六月二八日、聖ヴィトウスの日(ヴィドヴダン)に採択された新憲法は、それに因んでヴィドヴダン憲法と呼ばれる。四一九名の議員のうち、クロアチア共和農民党員をはじめとする一六一名が欠席または棄権し、二二三名が賛成票、三五名が反対票を投じ、予想外の僅差で可決されたのである。⁽¹⁵⁾

ヴィドヴダン憲法は君主制を追認するとともに、中央集権制を採用し、従来の地方自治を撤廃した。一九二二年四月の行政区分法により、全国が三三の県(オブラスト)に分割された。例えば、スロヴェニアは二県(リュブリャナ、マリボル)、クロアチアは四県(スリエム、オシエク、ザグレブ、プリモリエ)、クライナ)、ダルマチアは二県(スプリト、ドゥブロヴニク)に細分化された。⁽¹⁶⁾ それまでダルマチアの一部であったコトル湾地方がゼータ県(モンテネグロとほぼ重なる)に編入される一方で、クロアチア人が多数派を占めるメジムリエ地方はザグレブ県ではなくマリボル県に、同じくカ斯塔ヴはプリモリエ、クライナ県ではなくリュブリャナ県に編入されるといった事例があったにせよ、歴史の単位の枠組が完全に取り壊されることはなかった。とくにボスニア

ヘルツェゴヴィナの場合、従来の地方区分をそのまま維持することが例外的に認められていた(サライエヴォ、モスタル、トラヴニク、ビハチ、バニャ・ルカ、トゥズラの六県)。なお、県の編成に関しては、スリエム地方のバラニャ県への編入やヴァラジュディンとメジムリエ地方からなる新たな県の創設も検討されていたと伝えられている。⁽¹⁷⁾

そもそもヴィドヴダン憲法体制においては、諸民族・諸地域の自立を阻止し、国家の一体性を保持する目的から、国王が県知事の任免権を持つことを含めて、県・郡・コミューンに至る地方自治体の活動は中央官庁の監督下で厳しい制約が設けられていた。各県の規模が最大八〇万人に制限されたのも、同じ理由からである。なお、行政区分法が完全に適用されるのは一九二五年であり、各県が地方自治体として一定の機能を果たすのは一九二七年一月に新たな法律が制定され、県議会および県政評議会が創設されてからのことである(しかも、わずか二年足らずで廃止されてしまった)。⁽¹⁸⁾

ヴィドヴダン憲法採択後も、クロアチア共和農民党は政府の集権主義に対する抵抗運動を継続し、一九二三年の第一回総選挙では支持基盤を拡大して七〇議席を獲得することに成功した。⁽¹⁹⁾ しかし、政府は同党の農民インテリナショナルへの加盟に国家保護法を適用し、同党の活動禁止とラディチを含む多くの党員の逮捕を決定した。それでも、一九二五年の第二回総選挙でもクロアチア共和農民党から六七名が当選を果たしたが、自らの戦術を見直す必要に迫られて、国民議会の冒頭で君主制とヴィドヴダン憲法を認めることを宣言するとともに、党名をクロアチア

農民党(HSS)と改称して活動を継続した。一時は急進党と協定を結んで政権に参画したが、その連邦化構想は急進党の理解を得ることができず、一九二六年末までに両者の協力関係は破綻した。

一九二七年、クロアチア農民党はクロアチアのセルビア人を主要な支持基盤とする独立民主党(SDS)と協力し、農民Ⅱ民主連合(SDK)を形成した。この時期に、ラディチはクロアチアに不利益をもたらしている政府の経済政策を厳しく批判するとともに、新たな国家再編構想、すなわち①クロアチア、ダルマチア、ボスニアⅡヘルツェゴヴィナ、モンテネグロ、ヴォイヴォディナを含む「アドリアードナウ地域」、②セルビア本土、③マケドニアとコソヴォを含む南セルビア・旧セルビア、④スロヴェニアに四分割し、各々に経済・文化・社会政策上の自治権を付与する構想を提示した⁽²⁰⁾。しかし、こうした主張はセルビアの世論を刺激し、テロ事件を引き起こす結果となった。二八年六月、国会議事堂で急進党議員が演壇からクロアチア農民党議員団に向けて発砲し、数名を死傷させたのである。ラディチは一命をとりとめたが、二か月後に死去した。

この事件を契機として、農民Ⅱ民主連合は国民議会への出席を拒否するとともに、諸民族の平等を保証する新たな国家形態を求める共同宣言を行った⁽²¹⁾。ヴラトコ・マチェクがラディチの後継者としてクロアチア農民党および農民Ⅱ民主連合の指導者となり、クロアチアの諸政党を結束させて反政府運動を展開した⁽²²⁾。一九二九年一月五日、彼は国王アレクサンダル一世に自らの連邦化構想(スロヴェニア、クロアチア、セルビア、

ヴォイヴォディナ、ボスニアⅡヘルツェゴヴィナ、モンテネグロ、マケドニアで構成)を提示し、クロアチアの地位を含む民族問題の解決を求めたが、国王はこれを拒否した⁽²³⁾。もとより国王は連邦的再編よりはスラヴォニアやダルマチアを含まない狭義のクロアチアの「切断」が望ましいと考えていたのである⁽²⁴⁾。一月六日に国王が下した結論はその何れでもなく、議会政治では解決できない諸問題への対処法としての独裁制への移行であった⁽²⁵⁾。

Ⅲ. 国王独裁と欽定憲法の時代

国王アレクサンダル一世の「一月六日独裁」により、ヴィドヴダン憲法は停止され、国民議会が解散されるとともに、あらゆる政党活動が禁止された。反体制派への締めつけが強化され、マチェクを含む多くのクロアチア人が逮捕・投獄された。

一九二九年一〇月三日、セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国はユーゴスラヴィア王国と改称され、地方行政区分も一新された⁽²⁶⁾。従来の県制度(三三県)に代わって、全国が首都ベオグラードと九つの州Ⅱバノヴィナ、すなわちドラヴァ(ドラヴスカ)州、サヴァ(サヴスカ)州、ヴルバス(ヴルバスカ)州、沿海(プリモルスカ)州、ドリナ(ドリンスカ)州、ゼータ(ゼーツカ)州、ドナウ(ドゥナヴスカ)州、モラヴァ(モラヴスカ)州、ヴァルダル(ヴァルダルスカ)州に区分された。各州には国王の任命する政府代表としての州知事(バン)が配置された。

この地方行政区分は、クロアチアやボスニア^②ヘルツェゴヴィナのよ
うな歴史的単位を分断するという意味で、画期的であった。クロアチア
人の居住地域は、主としてサヴァ州および沿海州となったが、その境界
は歴史的観点からも民族分布からも不自然なものであった。クロアチア
はヴィドヴダン憲法体制下ではスリエム県、オシエク県、ザグレブ
県、プリモリエ^②クライナ県となっていたが、サヴァ州にはそのうちス
リエム県は含まれず、ドナウ州とドリナ州に分割・編入されてしまっ
た。また、ドラヴァ州やウルバス州との境界も、旧スロヴェニア国境や
旧ボスニア国境とは異なる形で再画定された。さらに、ダルマチア（ス
プリト県、ドゥブロヴニク県）の場合、沿海州とは一致しない部分が多
かった。沿海州にドゥブロヴニク県の大半は含まれず（ゼータ州に編
入）、代わりにヘルツェゴヴィナ西部（トラヴニク県東部とモスタル県
西部）が編入されていたからである。なお、ドラヴァ州、サヴァ州、沿
海州を除く六つの州では、セルビア人が多数派となるような州境の画定
が行われている。

一九二九年に制定された地方行政区分は一九三一年八月二八日に修正
され、歴史的単位の枠組が一部復活した⁽²⁷⁾。サヴァ州はドリナ州との境界
を旧ボスニア国境にあたるサヴァ川まで押し戻し、スリエム地方西部
（ヴコヴァル、ヴィンコヴツイ、ジュパニヤ）を回復した。ドラヴァ州
との境界は、ほぼ旧スロヴェニア国境に戻った。また、沿海州はストラ
ツとコルチュラを加え、トラヴニクを失った。この地方行政区分は、同
年九月三日に公布された欽定憲法にも盛り込まれている（表4）を参

表4. 各州の面積（1933年）・人口（1931年）・行政区分

州名（州都）	面積km ²	%	人口	%	郡	市	コミューン
ドラヴァ州（リュブリャナ）	15,849	6.4	1,144,298	8.2	25	4	414
ドリナ州（サライエヴォ）	27,845	11.2	1,534,739	11.0	37	7	441
ドナウ州（ノヴィ・サド）	31,229	12.6	2,387,295	17.1	51	15	799
モラヴァ州（ニシュ）	25,466	10.3	1,435,584	10.3	40	5	759
沿海州（スプリト）	19,653	7.9	901,660	6.5	21	4	96
サヴァ州（ザグレブ）	40,535	16.4	2,704,383	19.4	69	19	518
ヴァルダル州（スコピエ）	36,672	14.8	1,574,243	11.3	44	8	371
ウルバス州（パニヤ・ルカ）	18,917	7.6	1,037,382	7.4	24	2	162
ゼータ州（ツェティニエ）	30,997	12.5	925,516	6.6	32	6	271
バオグラード府	378	0.1	288,938	2.1	--	2	--
合計	247,542	100.0	13,934,038	100.0	343	72	3,831

照⁽²⁸⁾。各州は州知事（バ
ン）に加えて州議会、さ
らに執行機関として州政
評議会を持つこととなっ
たが、国王には州知事の
任免権や州議会の解散権
が付与された。

なお、この欽定憲法に
よって形式的には立憲君
主政が復活したが、国民
議会は直ちに再開された
わけではなく、政党活動
も禁止されたままであっ
た。各政党はこうした状
況に不満を持っており、
とくに農民^②民主連合は
一九三二年一月七日に
ザグレブ決議として知ら
れる反体制的な綱領を採
択した。ザグレブ決議に
は、政治的自由の回復と
ともに、「セルビア覇権

主義」の排除と諸民族の平等に基づく国家再編要求が盛り込まれていた。この国家再編要求は、具体的には連邦化ないし国家連合化を求めるものであった。

ザグレブ決議の影響を受けて、クロアチアに限らず、ユーゴスラヴィア国内の各政党や有力政治家は国家再編に対する自らの立場を表明するようになった。むしろ各々の立場は異なるものの、中央集権体制への批判と歴史的単位の部分的復活要求が、全体的傾向として目につく。歴史的単位としての自らの自治要求を行っていたスロヴェニア人民党やボスニアのユーゴスラヴィア・ムスリム組織はもとより、ヴォイヴォディナやモンテネグロの諸政党、さらに建国当初から中央集権体制を擁護していたセルビアの民主党でさえ、連邦主義的立場を含む分権化構想を提示するに至った。クロアチアでは、最後のクロアチア総督であったトミスラヴ・トムリエノヴィチがユーゴスラヴィアを四つの州（州都はベオグラード、ザグレブ、リュブリャナ、サライエヴォ）⁽²⁹⁾からなる「完全に分権化された複合国家」に再編する構想を提示している。

しかし、国王アレクサンダル一世はあらゆる国家再編要求を受け入れず、当然ながらクロアチア問題の解決は困難なものとなった。それでも、マチュクなど多くのクロアチア人指導者はユーゴスラヴィア王国の枠組においてクロアチア問題の解決をはかろうとしていた。その一方で、ユーゴスラヴィア王国の枠組を壊して、クロアチアの完全独立を求めるグループも出現した。それが、クロアチア権利党の指導者アンテ・パヴェリチによって創設されたウスタシャ・クロアチア革命組織(UHR

○)である。ウスタシャはハンガリー、イタリアなど国外を拠点として活動を続けたが、国内の支持基盤は脆弱であった。

IV. ツヴェトコヴィチIIマチュク協定

一九三四年一〇月、国王アレクサンダルがウスタシャと関係を持つテロリストによってマルセイユで暗殺されると、イギリス留学中の息子ペータルが帰国して王位を継承した。彼は未成年であったため三人の摂政が置かれ、なかでも亡き国王の従弟にあたる摂政公パヴレ・カラジョルジェヴィチが大きな発言権を得ることになった。パヴレ公はクロアチア人に対して譲歩する姿勢を示し、マチュクの恩赦を実現させたが、三四年一二月に成立したボゴリユブ・イエヴティチ内閣においても、クロアチア問題の解決に向けた交渉は進展を見なかった。そのため、マチュクは野党連合を結成して、三五年五月の国民議会選挙に臨み、三七・四%の得票を達成したが、与党・ユーゴスラヴィア国民党(JNS)を極端に優遇する選挙法に阻まれ、全議席の一八・一%、六七議席しか確保できなかった(表5を参照)。

イエヴティチ内閣が選挙後の混乱を收拾することに失敗したため、一九三五年六月にミラン・ストヤディノヴィチ内閣が成立し、政府与党として新たにユーゴスラヴィア急進同盟(JRZ)⁽³⁰⁾が組織された。この時期から国際情勢は大きく変化し、ユーゴスラヴィア王国の存続のために国内問題の解決の必要性が高まっていたにもかかわらず、ストヤディノヴィチはクロアチア人との交渉に慎重な態度を取り続けた。

表5. 1935年の国民議会議員選挙における候補者リスト別得票率および獲得議席

州名	B. イェヴティチ		V. マチュク		D. リョティチ		B. マクシモヴィチ	
	得票率%	議席	得票率%	議席	得票率%	議席	得票率%	議席
ドラヴァ州	83.5	27	14.8	2	0.0	0	1.7	0
ドリナ州	65.8	34	32.6	5	1.1	0	0.5	0
ドナウ州	69.2	45	26.2	7	1.9	0	2.7	0
モラヴァ州	80.0	39	17.1	2	2.6	0	0.3	0
沿海州	33.7	14	65.6	10	0.2	0	0.5	0
サヴァ州	28.1	48	71.4	29	0.1	0	0.4	0
ヴァルダル州	84.1	44	14.5	1	0.1	0	0.3	0
ヴルバス州	54.5	17	44.5	8	0.9	0	0.1	0
ゼータ州	79.1	30	18.3	3	2.2	0	0.4	0
ベオグラード府	73.4	5	22.3	0	3.4	0	0.9	0
合計	60.6	303	37.4	67	1.2	0	0.8	0

一九三八年一二月の選挙でも、マチュクは野党連合を率いて大幅に得票を増やしたが（四四・九％）、ストヤデイノヴィチの政府与党に勝利するに至らず、獲得議席は微増もしなかった。しかし、パヴレ公はクロアチア問題の解決が急務であると立場から、ストヤデイノヴィチを見限つて、クロアチア人への譲歩を決断した。すでにナチス・ドイツがオーストリアを併合し、チェコスロヴァキアの解体に着手した時期のことである。クロアチア自治州の創設に向けて、マチュクとの交渉

を再開したのは、一九三九年二月に新首相となったドラギシャ・ツヴェトコヴィチであった。⁽³¹⁾

当初、ツヴェトコヴィチはサヴァ州と沿海州にドゥブロヴニクを加えてクロアチア自治州を創設することを提案したが、マチュクはクロアチア自治州の範囲に関して、上記に加えスリエム地方（シードより西側）、ボスニア北東部のブルチュコおよびグラダチャツ、ボスニア北部のサナ川、ヤイツェ、ゼニツァ、ヴィソコを結ぶ線の西側全域、コトル湾地方のヘルツェグ・ノヴィを要求した。さらに、彼はヴォイヴォディナとボスニアヘルツェゴヴィナが自治州とならない場合、ヴォイヴォディナではスポティツァとイロクを結ぶ線の西側を、ボスニアヘルツェゴヴィナではボスナ川より西側を、クロアチア自治州に加えることを要求した。結局、四月二七日、サヴァ州と沿海州にドゥブロヴニクを加えてクロアチア自治州を設置し、ボスニアヘルツェゴヴィナとスリエム地方に関しては住民投票によって帰属を決定するという協定案が成立した。

しかし、パヴレ公は住民投票の実施に難色を示し、協定案の認可を拒んだため、クロアチア自治州の境界画定と管轄事項に関する交渉が続けられた。八月二四日、交渉過程で大幅に修正された協定案がパヴレ公ら摂政団の最終的な認可を得て、同月二六日、ツヴェトコヴィチマチュク協定（スポラズム）が成立した。この協定に基づき、クロアチア自治州が正式に発足したのである。⁽³²⁾

クロアチア自治州にはそれまでのサヴァ州および沿海州の全域に加え

て、ゼータ州のドゥブロヴニク、ドリナ州のトラヴニク、フォイニツァ、ブルチュコ、ウルバス州のデルヴェンタ、グラダチャツ、ドナウ州のシード、イロクといったクロアチア人が多数派を占める自治体（市・郡）が編入された。なお、すでに沿海州に含まれていたボスニアヘルツェゴヴィナのプゴイノ、プロゾル、コニツ、リヴノ、ドゥヴノ（トミスラヴグラード）、リュビシユキ、モスタル、ストラツがそのまま維持されたこと、かつてのクロアチア領でウルバス州に含まれていたドヴォルが回復されなかったことには留意する必要がある。

クロアチア自治州の境界（州境）画定には三つの大きな問題点があったと考えられる。第一に、境界画定の根拠として「歴史的領土」と現実の民族分布という二つの基準が併用されたことが挙げられる。この時期まで、クロアチアの指導層は「歴史的領土」の回復を要求していたが、その範囲は必ずしも現実の民族分布と一致していなかった。この「歴史的領土」にはザグレブを中心とする狭義のクロアチアに加えて、コトル湾地方を含むダルマチアやボスニアヘルツェゴヴィナが含まれていたが、その中にはセルビア人などクロアチア人以外の集団が多数派を占める地域も少なくなかった。しかし、クロアチアの「歴史的領土」と見なされたサヴァ州と沿海州の場合、民族分布があらためて問われることはなく、無条件でクロアチア自治州に編入された。その一方で、サヴァ州と沿海州の近隣諸州の場合、境界画定の決定的な根拠となったのは民族分布であった。実際、近隣諸州からクロアチア人がセルビア人に対して多数派を占める市・郡だけがクロアチア自治州に編入されている。この

ように二つの基準を併用することで、クロアチア自治州は広大なものとなったのである。第二の問題点は、民族分布を基準とする場合、ある地域の多数派民族を判断する単位が基礎自治体（コミュニティ）ではなく広域自治体（郡）であったことである。この点については、いずれ「調整」されることとなっていたが、細部で民族分布との不一致を生じさせる結果となった。第三の問題点は、ここでの多数派民族とはクロアチア人とセルビア人のいずれが多数派かという意味であって、それ以外の集団の存在は考慮されなかったことである。ボスニア・ムスリムを考慮するならば、グラダチャツ郡とコニツ郡では彼らこそが真の多数派だったのである。⁽³³⁾

こうしてクロアチア自治州の面積は六万六三九三平方キロ（全国の一六・八％）、人口は四四〇万三一九九人（同二八・六％）となった。その民族構成は、クロアチア人七三・五％、セルビア人一九・二％、ドイツ人二・二％、ハンガリー人一・四％と推計されている。⁽³⁴⁾

クロアチア自治州は、なお中央政府の管轄下にあった他の州とは異なり、広範な自治権を獲得した。州知事（バン）と州政府に加えて、伝統的な州議会（サボル）が復活させられることとなった。州政府には自治州の管轄事項である内務、教育、司法、農業、林業、鉱業、商工業、技術職、社会政策、保健、財務を担当する一一の部局が設けられた。この点では、政府はそれまでの全国一律的な集権主義を放棄し、クロアチアの「国家性」を部分的に承認したと言える。

ツヴェトコヴィチマチェク協定は、新たな連立政権の誕生をもたら

した。この連立政権では引き続きツヴェトコヴィチが首相となったが、マチュクが副首相となったほか五人の農民Ⅱ民主連合のメンバーが入閣した。クロアチア州知事には、クロアチア農民党の支持者であったイヴァン・シュバシチが就任した。

もつとも、この協定に対しては、クロアチアでもセルビアでも多くの反対者があつたことは事実である。クロアチアでは、とくにミレ・ブダクラ国内のウスタシャ・グループがマチュクをクロアチア独立構想に対する裏切り者と見なし、ボスニアⅡヘルツェゴヴィナ全域とスリイェム全域のクロアチアへの併合を要求した。また、クロアチア農民党においてさえ、この協定に不満を持つ者が少なくなく、分派活動が活発化した。セルビアでは、一時は野党連合に加わり、国家再編に柔軟な姿勢を示していた民主党の主流派が「セルビア人の結集」をスローガンとして反対運動を展開するようになった⁽³⁵⁾。彼らはクロアチア自治州より東側の六つの州をすべてあわせて「セルビア州」とする大セルビア主義的な国家再編案を提示した。一方、急進党はユーゴスラヴィアの連邦的再編に反対し、この協定によって弱体化させられた「セルビア人の地位と中央政府の権限」の回復を求めた。セルビア人の間では、ベオグラードのセルビア文化クラブに代表されるように、クロアチア自治州におけるセルビア人の居住地域の帰属変更（州境の修正）を求める声もあつた。こうした動きはクロアチア自治州のセルビア人にも広まり、「セルビア人問題」を顕在化させた。このほか、スロヴェニアとボスニアⅡヘルツェゴヴィナでは従来の主張に沿って各々の歴史的単位を自治州とする構想が

提示されたが、とくに後者は主としてボスニア・ムスリムの要求であり、セルビア人とクロアチア人が譲歩する可能性は低かつた。モンテネグロの連邦主義者は、ボスニアの一部をモンテネグロに編入することさえ要求した。いずれも具体的な成果は得られず、住民の不満を高めるだけの結果となった。

クロアチア自治州の創設はクロアチア問題の解決に向けた第一歩として位置づけられるが、それが過渡期的な性格を持つものであつたことも否定できない。クロアチア人が自らの「国家性」の回復を目的としていたのであれば、ユーゴスラヴィアの連邦的再編は不可避であり、クロアチアだけでなくセルビアを含む他の諸民族・諸地域に同じ制度が適用されてこそ意味を持つものであつたにもかかわらず、それを早急に実現させようとする意欲はクロアチア側にもセルビア側にも欠けていた。しかも、クロアチア自治州創設の数日後に始まつた第二次世界大戦は、その有効性を検証しえない短期間のうちにユーゴスラヴィア王国そのものを消滅させてしまつた。実際、クロアチア自治州では最後まで国民議会議員選挙も州議会議員選挙も実施されることはなく、ようやく獲得した自治権もほとんど行使する機会を与えられなかつたのである。

一九四一年四月に枢軸諸国による分割・占領下に置かれたユーゴスラヴィアには、「クロアチア独立国」をはじめとする傀儡国家が建設されたが、それらが両大戦間期を通じて提示された国家再編構想を反映するものであつたとは考えにくい。むしろ、そうした構想は第二次世界大戦後に新たな連邦国家として再編されたユーゴスラヴィアにおいて実現さ

れたと考えるとよいのではないか。

おわりに

両大戦間期のユーゴスラヴィアは、国家形態においても地方制度においても四つの時期に区分することができる。(一) 国家形態が定まっていなかった建国直後の時期(一九一八年～)、(二) 中央集権的で県(オブラスト)制度が導入されたヴィドヴダン憲法体制の時期(一九二二年～)、(三) 同じく中央集権的で州(バノヴィナ)制度が導入された国王独裁および欽定憲法の時期(一九二九年～)、(四) クロアチアに一定の自治権を付与した時期(一九三九年～)である。県制度は建国以前の歴史的単位を細分化・無力化することを主眼としていたが、その時期には辛うじて維持されてきた歴史的単位の枠組さえも、州制度への移行によって全面的に撤廃されてしまった。これは国家・国民統合の強化を目的とした措置であったが、歴史的単位を基盤とする分権体制を求めてきた諸集団から強い反発を招いて、ほとんど国内政治の安定化に寄与しなかった。とくにクロアチア人の間では早くからさまざまなバリエーションでの国家再編構想が提示され、連邦的再編への要求も強まっていった。それは一九三九年にクロアチア自治州が創設されることで部分的に実現したが、第二次世界大戦の進展により、その成果を検証しえないまま国家そのものが分裂・解体してしまった。今後は、地方制度の全体的枠組だけでなく、州・郡・市・コミューンなど各レベルでの地方自治の実態を分析するとともに、国家再編構想についてより緻密な分析を行うことが課題と

なろう。

なお、本稿は平成一七年度跡見学園女子大学特別研究助成費(研究題目「クロアチア独立国の起源——ユーゴスラヴィア王国のクロアチア人問題を中心に」)による研究成果の一部である。

注

- (1) 両大戦間期を含むユーゴスラヴィア史に関する包括的な研究として、Alex N. Dragnich, *The First Yugoslavia: Search for a Viable Political System*, Stanford, 1983; J. B. Hoptner, *Yugoslavia in Crisis, 1934-1941*, New York, 1962; Hrvoje Matković, *Povijest Jugoslavije, 1918-1991*, Hrvatski pogled, Zagreb, 1998; Branko Petranović, *Istorija Jugoslavije, 1918-1988*, 3 vols., Beograd, 1988等が参考になる。
- (2) 新たな自治州の正式名称は「クロアチア州Banovina Hrvatska」であり、既存の地方区分としての州「バノヴィナ」の名称を維持しているが、内実は大きく異なるため、日本での慣例に従い、本稿ではクロアチア自治州と呼ぶ。
- (3) ユーゴスラヴィア委員会および第一次世界大戦中の新国家建設に向けた諸活動に関しては、Vaso Bogdanov, ed., *Jugoslavenski odbor u Londonu: u povodu 50-godisnjice osnivanja*, Zagreb, 1966; Dragoslav Janković, *Jugoslovenska pitanja i Krfska deklaracija 1917. godine*, Beograd, 1967; Bogdan Krizman, *Hrvatska u prvom svjetskom ratu: hrvatsko-srpski politički odnosi*, Zagreb, 1989; Dragovan Šepić, *Italija, saveznici i jugoslovensko pitanje, 1914-1918*, Zagreb, 1970等が参考になる。また、この時期の宣言・決議等の原文は、Branko Petranović et al. eds., *Jugoslavija 1918/1988: tematska zbirka dokumenata*, Beograd, 1988を参照。
- (4) スロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人国家の形成過程に関しては、Ljubo Boban, "Kada je i kako nastala Država Slovenaca, Hrvata i Srba,"

- Radovi (Zanod za hrvatsku povijest), 26, Zagreb, 1993, pp. 187-198等を参照。
- (5) イタリア側の統計によれば、一九二一年のユリイスカ・クライナ地方の民族構成は、イタリア人四六万七三〇八人(五一・八%)、スラヴ人三四万九二〇六人(三八・七%)であった(Viktor Novak et al. eds., *Oko Trsta*, Beograd, 1945, pp. 141-162)。これに対して、ユーゴスラヴィア側は少なくとも第一次世界大戦前には同地方に六〇万人を超える南スラヴ人が住んでいたと主張している (*Jubilarni zbornik života i rada Srba, Hrvata i Slovenaca 1918-1928*, II, Beograd, 1929, pp. 761-767)。
- (6) イストリアを含むユリイスカ・クライナのクロアチア人問題については、拙稿「両大戦間期のイストリアにおけるクロアチア人問題」『ロシア・東欧研究』三二(二〇〇四)、六三〜七五頁を参照。
- (7) 当初から新国家に割譲されていたメジヤ川溪谷一帯とイエゼルスコ地方を例外として、カリンティア南部では一九二一年一〇月に住民投票が実施され、その全域がオーストリア領となった。この住民投票に関しては、Hermann Rumpel, ed., *Kärntens Volksabstimmung 1920. Wissenschaftliche Kontroversen und historisch-politische Diskussionen anlässlich des internationalen Symposions Klagenfurt 1980*, Klagenfurt, 1981; Luka Stencnik, *Koroški plebiscit 1920*, Maribor, 1987; Alfred Ogris, ed., *Der 10. Oktober 1920. Kärntens Tag der Selbstbestimmung: Vorgeschichte, Ereignisse, Analysen*, Klagenfurt, 1990等を参照。
- (8) Ivo Banac, *The National Question in Yugoslavia. Origins, History, Politics*, Ithaca and London, 1984, p.58.
- (9) ジョセフ・ロスチャイルド(大津留厚監訳)『大戦間期の東欧 民族国家の幻影』(刀水書房、一九九四)二〇〇頁ほか参照。
- (10) ロスチャイルド、前掲書、二〇一頁。
- (11) ラディチに関しては非常に多くの研究成果があらわれている。最近のものでは、Mark Biondich, *Stjepan Radić, the Croat Peasant Party, and the Politics of Mass Mobilization, 1904-1928*, Toronto, 2000; Bosiljka Janjatović, *Stjepan Radić: progoni, zatvori, sudenja, ubojstvo, 1889-1928*, Zagreb, 2003; Ivo Perić, *Stjepan Radić, 1871-1928*, Zagreb, 2003等を参照。また、史料として、Bogdan Krizman, ed., *Korespondencija Stjepana Radića*, Zagreb, 1972; Stjepan Radić (Zvonimir Kulundžić, ed.), *Politički spisi, autobiografija, članci, govori, rasprave*, Zagreb, 1971等を参照。
- (12) Dragutin Pavličević, *Povijest Hrvatske*, Treće, dopunjeno izdanje, Zagreb, 2002, p.339.
- (13) Hodimir Sirotković et al., *Povijest država i prava naroda SFR Jugoslavije*, Zagreb, 1988, p. 239.
- (14) Ljubo Boban, *Hrvatske granice od 1918. do 1991. godine*, Zagreb, 1992, p. 25.
- (15) Hodimir Sirotković et al., *Povijest država i prava naroda SFR Jugoslavije*, pp. 238-241.
- (16) Uredba o podeli zemlje na oblasti, *Službene novine*, br. 22, Beograd, 1922. 両大戦間期のユーゴスラヴィアにおける行政区分については、Mladen Klemencić, "Promjene upravno-teritorijalnog ustroja Hrvatske 1918-1992," Franko Mirošević, ed., *Hrvatsko županje kroz stoljeća*, Zagreb, 1996, pp. 123-148等を参照。
- (17) "Sub-division of the Serb-Croat-Slovene kingdom by Royal Decree in 1922," Anita L. P. Burdett, ed., *The Historical Boundaries between Bosnia, Croatia, Serbia: Documents and Maps 1815-1945*, London, 1995, p. 624.
- (18) Hodimir Sirotković et al., *Povijest država i prava naroda SFR Jugoslavije*, pp. 247.
- (19) クロアチア農民党が獲得した七〇議席の地域別内訳は、クロアチアが五二議席、ボスニアヘルツェゴヴィナが九議席、ダルマチアが七議席、スロヴェニアが二議席であった。国民議会の定数三二二議席のうち、クロアチアに配分された議席は六八議席であり、クロアチア農民党はその七六、四%を占めた(Perić, 2003)。

- Burdett, ed., *The Historical Boundaries...*, p. 635.
- (20) Mark Biondich, *Stjepan Radić*, pp. 234-236.
- (21) Ljubo Boban, *Svetozar Pribicević u opoziciji (1928-1936)*, Zagreb, 1973, pp. 19-20.
- (22) トキョトニ関シテハ Ljubo Boban, *Macek i politika Hrvatske seljačke stranke 1928-1941: iz povijesti hrvatskog pitanja*, 2 vols., Zagreb, 1974; Ivo Perić, *Vladko Macek: politički portret*, Zagreb, 2003年を参照。自由ニシテ Vladko Macek, *In the Struggle for Freedom*, New York, 1957; Ibid., *Memoari, Zagreb*, 1992年刊行されし事。また、この時期の農民運動全般に關シテハ越村勲『東南欧農民運動史の研究』（多賀出版、一九九〇）を参照。
- (23) Ljubo Boban, *Macek i politika Hrvatske seljačke stranke*, vol. 1, pp. 41-43.
- (24) Ljubo Boban, *Svetozar Pribicević u opoziciji*, p. 18.
- (25) Hrvoje Matković, *Povijest Jugoslavije*, p. 172.
- (26) Zakon o nazivu i podeli Kraljevine na upravna područja, *Službene novine*, br. 233-XCVI, Beograd, 1929.
- (27) Zakon o izmenama i dopunama u Zakonu o nazivu i podeli Kraljevine na upravna područja, *Službene novine*, br. 199-LXIV, Beograd, 1931.
- (28) Ustav Kraljevine Jugoslavije, *Službene novine*, br. 207, Beograd, 1931. 面積・人口などの数値は *Kraljevina Jugoslavija: statistički godišnjak 1934-1935*, Beograd, 1936年を引用。
- (29) Ljubo Boban, *Hrvatske granice*, p. 36.
- (30) ユーゴスラヴィア急進同盟 (JRN) は、主として急進党（それまでユーゴスラヴィア国民党に参加）・スロヴェニア人民党、ユーゴスラヴィア・ムスリム組織の三派で構成されていた。
- (31) クロアチア自治州に關シテハ、以下を参照。Ljubo Boban, *Sporazum Cvetković-Macek*, Beograd, 1965; Franjo Gaži, *Vladko Macek i stvaranje Banovine Hrvatske*, Zagreb, 1991; Hodimir Sirotković, "Vladko Macek i pravna izgradnja Banovine Hrvatske," *Vjesnik HAZU*, br. 1-3, Zagreb, 1997, pp. 107-119; Stjepan Šabek, *Banovina Hrvatska: pravno-povijesni pristup*, 2 ed., Kutina, 1991. このほか、統計資料を含む政府刊行物として *Godišnjak Banske vlasti Banovine Hrvatske*, I, Zagreb, 1940年有用。
- (32) Uredba o Banovini Hrvatskoj, *Službene novine*, br. 194-A-LXVII, Beograd, 1939.
- (33) *Godišnjak Banske vlasti Banovine Hrvatske*, pp. 298-329.
- (34) Stjepan Šabek, *Banovina Hrvatska*, pp. 41-42. 自治州外のクロアチア人は、ユーゴスラヴィア国内に約四二万人、国外に約八〇万人と推計されし事。
- (35) ヘルベルトの反響に關シテハ、Ljubo Boban, *Macek i politika Hrvatske seljačke stranke*, vol. 2, pp. 285-292年を参照。